

神戸市立山田中学校いじめ防止基本方針

H26. 3. 7
H30. 6. 27
R1. 10. 30
R2. 6. 30
R4. 4. 6
R5. 4. 19
R6. 4. 1
R7. 4. 1

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうるものであること」さらに「いじめは人間の命に関わる問題であること」という基本認識に立ち、本校の生徒が校訓「広い視野 ゆたかな心」をもとに、楽しく心豊かな学校生活を安心して送ることができ、いじめのない学校をつくるために「神戸市立山田中学校いじめ防止基本方針」を改定しました。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」は、以下の3つです。

- ① 神戸市いじめ指導三原則「するを許さず、されるを責めず、第三者なし」を核とした指導を継続します。
- ② 生徒、教職員の人権感覚を高め、生徒と生徒、生徒と教職員等の校内における温かな人間関係を築きます。
- ③ 学校全体でいじめの防止、早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは適切かつ丁寧に対応します。

いじめ問題について家庭・地域ならびに教育委員会、こども家庭センター、その他の関係機関との連携をはかりつつ、上記の3つのポイントに重点を置いて取組を進めます。

1 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているもの。

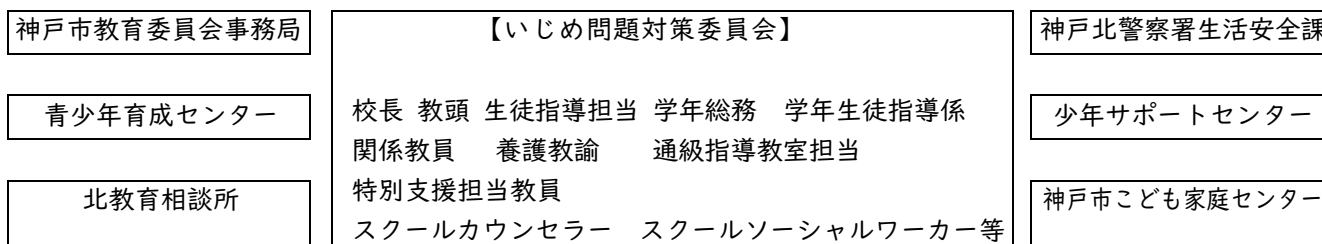
本校では、「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えをしっかりと受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確認、解消に向けての対応に努めます。

2 校内体制

(1) 山田中学校いじめ問題対策委員会を設置します。

【構成】校長、教頭、生徒指導担当、学年総務、学年生徒指導係、関係教員、養護教諭、
通級指導教室担当、特別支援担当教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

【組織図】



(2) いじめ問題対策委員会の役割

- ・本校のいじめ防止等の取組についての検証と改善を行います。
- ・いじめの相談やいじめに関するアンケート調査などの集約を行い、事実関係の把握、関係生徒、保護者への対応等について協議します。なお、いじめに関する情報については、生徒の個人情報の取り扱いに十分に注意しながら、本校の教職員が円滑な情報共有を行います。

3 「いじめ」に向かわない学校づくり

- ・生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深めます。
- ・他者の考えを受け入れ、他者に自分の考えを受け入れてもらえる活動や経験を通して、自己肯定感が高まる学級づくりを行います。
- ・「したくても してはいけないことは しない したくなくても しなければならないことは する」を生活の基本にして、互いに主体的に意見交流することで、自治のできる学級づくりを行います。
- ・生徒会活動を中心に、自主的に「いじめのない明るく楽しい学校づくり」に取り組みます。
- ・分かる授業を行い、基礎・基本の定着を図り、学習に対する達成感・成就感を抱けるようにします。
- ・思いやりの心や一人一人がかけがえのない存在であるという命の大切さを道徳の授業をはじめ、すべての教育活動で伝えていきます。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識をすべての生徒が確認できるよう、さまざまな活動の中で伝えていきます。また、「見て見ぬふり」がいじめを助長することや、いじめを見たら教職員や友達に知らせることは決して後ろめたいことではないということも伝えていきます。
- ・生徒一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努めます。
- ・生徒や保護者からの話を親身になって傾聴します。
- ・校内研修を行い、「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等についての理解を深めます。また、自己の人權感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにします。
- ・問題を抱え込まずに、管理職への報告を行い、学年や同僚への協力を求めます。
- ・問題が解決した後も、継続して寄り添い、見守ります。
- ・いじめに関するアンケート調査を学期に1回以上実施し、結果から生徒の様子の変化などを教職員全体で共有します。また、アンケート調査後にカウンセリング週間を設け丁寧な聞き取りといじめの早期発見に努めます。なお、アンケートについては、保存年限を守って保管します。
- ・いじめチェックリストを活用し、担任・部活動顧問を中心に生徒の状況を複数の教員で観察します。
- ・スクールカウンセラーや養護教諭、通級指導教室担当教員を中心に教育相談体制の充実を図り、全教職員で生徒の心のケアに当たります。
- ・こうべっ子悩み相談「いじめ・体罰・こども安全ホットライン」（24時間電話相談）・教職員研修所教育相談室・こども家庭センター・こども家庭支援室等を学校ホームページ掲載やチラシ配付等によって周知し、連携します。

4 「いじめ」の早期発見

- ・カウンセリング週間を定期的に設定し、担任が生徒の悩みを相談できる時間を確保します。
- ・生活ノートやGIGA 端末等を活用し、担任と生徒が安心して心を開き相談できる関係づくりに努めます。
- ・教員がチャンスカウンセリングを意識して行い、日常の生徒の様子を見守ります。
- ・生徒の様子を担任はじめ多くの教職員で見守り、気づいたことを共有します。
- ・様子に変化が感じられる生徒には、積極的に声かけを行い、安心感を持たせます。
- ・特別支援学級に在籍する生徒への対応等に留意し、いじめの未然防止に努めます。

5 「いじめ」への迅速な対応

- ・いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを生徒に伝えていきます。
- ・生徒・保護者からいじめの訴えがあった場合、苦しんでいる生徒の心情に寄り添い、安全を確保し、生徒の悩みや苦しみを受け止め、生徒を支え、いじめから守るために全力を尽くします。
- ・いじめ問題対策委員会は、明らかにすべきポイントを整理し、事実関係の調査を指示し、解決に向けての方針を決定します。また、神戸市教育委員会に事実関係を報告します。
- ・学級担任と関係教職員は、当該の生徒・保護者に対し、これからの見通しを伝え、不安の解消に努めます。情報提供にあたっては、関係者の個人情報に十分配慮します。
- ・状況によっては、こども家庭センター、警察、神戸北部少年サポートセンターなどの関係機関と連携して対応します。
- ・いじめた生徒に対しては、取り返しのつかないことをしたことへの深い反省と被害生徒に対する心からの謝罪を促します。生徒の立ち直りに対して教職員の寄り添いと支援の手を差し伸べます。

- ・いじめた生徒の保護者には、明らかになった事実関係といじめられた生徒・保護者の思いを伝え、指導経過を報告し、理解を求めます。今後の課題を共有し学校と協力して生徒を支えることを確認します。
- ・いじめられた生徒が負った精神的なショックに対しては、問題解決後も十分なケアが必要です。学級担任と養護教諭、心理の専門家であるスクールカウンセラーが連絡を取り合いながら、当該生徒の様子を見守り、必要に応じてカウンセリングができる体制を整え、その状況は保護者にも伝わるようにしていきます。同様に、いじめた生徒に対する事後の心配りを忘れることなく、関係する教職員が協力して励ましの声掛けを継続するなど、前向きな学校生活を送ることができるよう支援を継続します。保護者に対しても、当分は定期的に連絡を取り合い、学校・家庭が協力して当該生徒に寄り添い、見守ります。

6 SNSの利用による「いじめ」への対応

- ・入学説明会や学年保護者会等を通じて、保護者にパソコン、スマートフォン等の利用に関して、マナーやルールづくり等について協力を依頼します。
- ・SNSの特殊性による危険性について、最新情報をもとに啓発するため、少年サポートセンターをはじめとする関係機関と連携します。
- ・SNSの利用によるいじめを認知した場合は、事案によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応します。

7 家庭の役割と保護者の責務、情報連携

- ・子どもたちの豊かな人間性を育むためには、第一義的に責任を担う保護者が、家庭をやすらぎと安心を与える場にすることが大切です。さらに、保護者は日頃から子供たちの規範意識を養うため、いじめ問題等についても日常の体験を通じながら、決して許されるものではないということをていねいに伝えなければなりません。また、子供がいじめを受けた場合は、速やかに学校と協力し、子供をいじめから守らなければなりません。いじめを行った場合についても学校や関係保護者と協力し、解決に向けた努力をする必要があります。
- ・学校・家庭・地域の連携を深めるために、本校におけるいじめ防止のための取組をはじめ教育活動のようすを各種保護者会、学校運営協議会、地域での会合等を通じて情報発信します。

8 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行います。

- ・重大事態であると判断した場合は、教育委員会を通じて神戸市長へ迅速に報告します。
- ・教育委員会の指示のもと、調査を行う組織を設けます。
- ・重大事態が発生した事実を真摯に受け止め、改めて事実関係の把握に努めます。
- ・いじめを受けた生徒及び保護者に対して、説明責任を踏まえ、事実関係を適切な方法で提供します。
- ・平時からの備えとして、チェックリストによる確認を行います。

9 開かれた学校づくりと学校・教職員に対する信頼構築

学校運営協議会等の地域の会合では、山田中学校におけるいじめ問題の現状や学校としての取組を、個人情報や教育的な配慮に留意して、つまびらかに報告します。学校はオープンスクール等を行い、地域・保護者に状況を把握していただき、意見や質問をうかがう機会とします。そして、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に必ず位置づけ、その結果を検証します。生徒理解、未然防止、早期発見の理念のもと、いじめが発生した際に問題を隠さず、必要な助言や支援を要請します。

生徒の地域活動への積極的な参加を後押しすることにより、教職員と地域関係者・保護者との交流を推進し、学校に対する意見や質問をざっくばらんに出してもらえる開かれた学校づくりを推進します。学校は、それらの意見や質問に誠実に対応することで、地域・保護者から信頼されるよう努めます。

10 その他

このいじめ防止基本方針は、山田中学校のいじめ問題対策委員会において適宜、点検・見直しを行い、より適切なものに改定いたします。